

毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設
指定管理者募集要項

令和8年8月
毛呂山町教育委員会

目 次

1	募集の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1～4
	(1) 施設の概要	
	(2) 指定期間	
	(3) 募集等スケジュール	
2	申請資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 申請者の要件	
	(2) 申請者の制限	
	(3) 複数申請の禁止	
3	指定管理者候補者の募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4～6
	(1) 募集手続	
	(2) 申請時の提出書類	
	(3) 留意事項	
	(4) 募集に関する質問	
4	指定管理者候補者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1) 選定方法	
	(2) 評価基準	
	(3) 選定結果	
	(4) 協議・仮協定の締結	
	(5) 指定・本協定（基本協定）の締結	
5	管理に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1) 開館等時間	
	(2) 休館日及び休場日	
	(3) 利用料金	
	(4) 施設の維持管理	
	(5) 指定管理者制度導入に関する考え方	
6	指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項・・・・・・・・	8
	(1) 指定管理者のモニタリングの実施	
7	業務の範囲及び具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(1) 維持管理に関すること	
	(2) 利用者に関すること	
	(3) スポーツ・レクリエーションを振興する事業の実施に関すること	
	(4) 毛呂山町の特性を生かした事業の実施に関すること	
	(5) その他町教育委員会が定める業務	

8	指定管理料等	8～9
	(1) 指定管理料	
	(2) 経費の支払い	
	(3) 会計処理	
	(4) 利用料金の取り扱い	
	(5) 指定管理料の精算	
	(6) 長期継続契約（委託業務）に伴う町負担について	
9	自主事業	9～10
	(1) 趣旨	
	(2) 提案内容	
10	特記事項	10～11
	(1) 管理上発生する責任分担	
	(2) 損害賠償責任	
	(3) 保険の加入に関する事項	
	(4) 事前準備に関する事項	
	(5) 原状回復及び事務引継ぎに関する事項	
11	その他	11
	(1) 行政財産の目的外使用許可	
	(2) 避難所の指定	
12	問い合わせ先	11
別表	リスク分担表	12
様式集（別記様式1～8）		13～24
評価基準		25～26

【別添】毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設管理業務仕様書
毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設管理業務処理要領

1 募集の概要

町教育委員会では、毛呂山総合公園の管理に関する条例及び毛呂山町体育施設に関する条例で定める毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設（以下、「総合公園及び町体育施設」とする。）の指定管理者を募集します。

（１）施設の概要

① 設置目的

スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、町民の健康増進に寄与することを目的に設置された施設です。

② 施設の所在地・規模等

ア 毛呂山総合公園

（ア）公園の全体概要

- ・所在地 埼玉県入間郡毛呂山町大字大谷木４４３番地 ほか
- ・総面積 １３.２ｈａ
- ・主要施設 体育館 グラウンド テニスコート グラウンド管理棟
冒険広場（遊具設置） 芝生広場 修景池 園路 四阿 屋外便所
駐車場（体育館１６０台 グラウンド５７台 テニスコート９台 ほか）
臨時駐車場 ※プールは平成１８年度をもって閉鎖

（イ）体育館

- ・所在地 埼玉県入間郡毛呂山町大字大谷木４４３番地
- ・面積 建築面積 ３,８１９㎡
延床面積 ４,５９８㎡（１階 ３,３５８㎡ ２階 １,２４０㎡）
- ・構造規模 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 ２階建て
- ・設備 ○メインアリーナ（１,５７４㎡）
 - ・バレーボールコート３面
 - ・バスケットボールコート２面
 - ・バドミントンコート８面
 - ・テニスコート３面
 - ・卓球台２５台
- サブアリーナ（４２６㎡）
 - ・バレーボールコート１面
 - ・バドミントンコート２面
 - ・テニスコート１面（練習用）
 - ・卓球台４台
- 柔剣道場（３３３㎡）
 - ・柔道場１面（９８畳）
 - ・剣道場１面（９ｍ×９ｍ）
 - ・卓球台７台
- トレーニング室（２０１㎡）
 - ・各種トレーニングマシーン
 - ・フリーウェイト
- その他
 - ・幼児室（３９㎡）
 - ・観客席（３００席）
 - ・会議室（４５席）
 - ・更衣室、温水シャワー室
 - ・役員控室（１２㎡）
 - ・放送室（６㎡）
 - ・医務室（１９㎡）
- ・完成年 平成元年

(ウ) グラウンド

- ・所在地 埼玉県入間郡毛呂山町大字大谷木 4 4 3 番地
- ・面積 グラウンド及び芝生スタンド部分 約 13,800 m²
- ・設備 ○多目的運動広場（主にサッカー・陸上競技） 約 12,000 m²
 - ・サッカーコート一般用 1 面 少年用 2 面
 - ・陸上競技（200 m×8 レーン）
- ナイター照明 4 基
- 芝生スタンド（約 1,800 m²）
- 管理棟（木造 2 階建 床面積 201.32 m²）
 - ・管理室、更衣室（男女各 1 室）、トイレ、倉庫等
- ・完成年 平成 11 年

(エ) テニスコート

- ・所在地 埼玉県入間郡毛呂山町大字大谷木 4 1 2 番地
- ・面積 敷地面積 7,629 m² テニスコート部分 2,946 m²
- ・設備 ○全天候型テニスコート 4 面
- 管理棟（軽量鉄骨造 1 階建 床面積 52.99 m²）
- その他
 - ・更衣室（男女各 1 室） ・休憩所（四阿）1 棟 ・トイレ等
- ・完成年 昭和 61 年

イ 西戸グラウンド

- ・所在地 埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸 1 1 9 番地 1 2
- ・面積 敷地面積 12,988 m²
- ・設備 ○ソフトボール場 2 面（両翼 68.58 m A 面 4,550 m² B 面 4,670 m²）
- その他 ・ベンチ ・ブルペン ・トイレ等
- ・完成年 昭和 52 年

ウ 川角グラウンド

- ・所在地 埼玉県入間郡毛呂山町大字川角 6 5 9 番地 1
- ・面積 敷地面積 14,497 m²
- ・設備 ○グラウンド
 - ・野球 1 面（9,890 m²）
- その他
 - ・軟式テニスコート 1 面 ・駐車場（1,610 m²） ・倉庫 ・トイレ等
- ・完成年 昭和 52 年

エ 弓道場

- ・所在地 埼玉県入間郡毛呂山町岩井西 5 丁目 1 6 番地 2
- ・面積 敷地面積 約 750 m²
- ・設備 ○射場（近的 5 人立 63 m² 的場 28 m²）
- 控え室、トイレ等
- ・完成年 昭和 54 年

オ 大類グラウンド

- ・所在地 埼玉県入間郡毛呂山町大字大類 7 1 7 番地
- ・面積 敷地面積 3 8,3 2 7 m²
- ・設備 ○多目的運動広場（主に野球） 約 1 2,6 0 0 m²
○ナイター照明 6 基
○管理棟（軽量鉄骨造 1 階建 床面積 1 0 4,1 6 4 m²、トイレ、倉庫）
○その他 ・屋外トイレ ・ペタンクコート（8 面以上） ・自由広場
・四阿 ・駐車場（1 5 2 台） ・臨時駐車場 ・放送設備
- ・完成年 平成 6 年

カ 川角公園

- ・所在地 埼玉県入間郡毛呂山町大字川角 1 8 3 2 番地
- ・面積 敷地面積 1 1,3 3 0 m²
- ・設備 ○テニスコート（クレイ）6 面（4,6 8 0 m²） ゲートボール場 1 面
○その他 ・管理棟（管理人室、更衣室、トイレ等） ・駐車場
・子ども広場（遊具設置）
- ・完成年 平成 9 年

キ 目白台グラウンド

- ・所在地 埼玉県入間郡毛呂山町目白台 4 丁目 3 番地 1
- ・面積 敷地面積 4,3 2 4 m²
- ・設備 ○多目的広場 4,3 2 4 m²
○その他 ・倉庫 ・駐車場
- ・完成年 平成 1 2 年

ク 大類ソフトボールパーク

- ・所在地 埼玉県入間郡毛呂山町大字大類 6 2 0 番地 1
- ・面積 敷地面積 1 6,4 1 5 m²
- ・設備 ○ソフトボール場 2 面（両翼 7 0 m 外野は天然芝）
・内野スタンド（1 面当たり約 2 0 0 人）
○管理棟（軽量鉄骨造 1 階建 床面積 6 7.4 8 m²）
・管理人室 ・トイレ ・倉庫 ・放送設備
○その他 ・駐車場（5 0 台）
- ・完成年 平成 1 4 年

(2) 指定期間

令和 9 年(2027 年) 4 月 1 日から令和 1 2 年(2030 年) 3 月 31 日まで（3 年間）

(3) 募集等スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| ①募集要項 HP 等掲載・配布 | 令和 8 年 8 月 3 日（月）～ 1 4 日（金） |
| ②説明会・施設案内 | 令和 8 年 8 月 2 0 日（木）午後 1 時～ 3 時 |
| ③質問の受付期限 | 令和 8 年 8 月 2 5 日（火）～ 2 8 日（金） |
| ④質問の回答 | 令和 8 年 9 月 4 日（金） |

⑤申請の受付	令和8年9月17日（木）～25日（金）
⑥審査（プロポーザル方式）	令和8年10月上旬
⑦審査結果の通知	令和8年10月中旬
⑧町教育委員会の議決	令和8年10月中旬
⑨町議会の議決	令和8年12月上旬
⑩指定管理者の指定の通知及び告示	議決後速やかに
⑪基本協定の締結	令和9年1月上旬
⑫指定管理者業務の開始	令和9年4月1日

2 申請資格

指定管理者の申請資格は、次のとおりです。

（1）申請者の要件

- ①安定的に施設を管理運営する能力を有し、施設を効果的・効率的に運営することができる法人その他の団体とします。なお、法人格の有無は問いません。
- ②複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請してください。また、グループの代表団体及び構成団体の変更は原則認めません。

（2）申請者の制限

次に掲げる事項のいずれかに該当する団体又はその代表者等は、申請することができません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
 - ③町から指名停止措置を受けている法人等
 - ④法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税等を滞納している法人等
 - ⑤指定管理者の指定の取り消しを受けた者又は著しく不適当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取り消しをされた者
 - ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- ※⑥については、提出された団体概要や役員名簿等に基づき、警察との連携により、必要な調査を行う場合があります。

（3）複数申請の禁止

同一団体が複数の申請をすることはできません。また、単独で申請した団体が他のグループ構成団体として当該施設の指定管理者に申請すること及びグループとして申請した構成団体が単独又は他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者を申請することはできません。

なお、この場合のグループとは、指定管理者となることを目的に構成された団体とします。

3 指定管理者候補者の募集

（1）募集手続

①募集要項の公開

令和8年8月3日から町ホームページで公開します。各書類については、ホームページからダウンロードしてください。

②説明会の開催

ア開催日時：令和8年8月20日（木）午後1時から午後3時

イ開催場所：毛呂山総合公園体育館会議室

ウ申込方法：参加希望者は、説明会参加申込書（別記様式7）に必要事項を記入し、令和8年8月14日（金）までに電子メールにて毛呂山町教育委員会生涯学習課に申込みください。

エ参加人数：各団体3名以内で参加してください。

③申請書類の受付

ア受付期間：令和8年9月17日（木）から9月25日（金）まで

イ提出方法：提出書類(下記参照)を作成し、提出部数と併せて電子データ(CD-R)を提出してください。

ウ持参の場合：平日の午前9時から午後5時まで

エ郵送の場合：原則として書留とし9月25日(金)午後5時必着とします。

オ提出先：毛呂山町教育委員会生涯学習課

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

TEL：049-295-2112 FAX：049-295-3939

E-mail：gakusyu@town.moroyama.lg.jp

(2) 申請時の提出書類

提出書類		グループ申請の場合 の提出者	提出部数
①	指定管理者指定申請書（別記様式1）	代表団体	10部
②	当該施設を管理するうえで必要な資格等を証する書類	資格を有する団体	
③	誓約書（別記様式2）	代表団体と構成団体	
④	団体概要書（別記様式3）	代表団体と構成団体	
⑤	グループ申請に係る構成団体の委任状（別記様式4）	代表団体	
⑥	グループ協定書の写し（管理業務に関し、共同連帯して実施することを目的とする協定書等の写し）	代表団体	
⑦	定款、寄附行為、規約、役員名簿（生年月日入り）、その他これらに類する書類	代表団体と構成団体	
⑧	法人の場合、登記事項証明書 （地方自治法第260条の2第1項の許可を受けた地縁による団体の場合、同条第12項の証明書）	代表団体と構成団体	
⑨	事業計画書（別記様式5-1、5-2）	代表団体	
⑩	施設の管理に係る収支計画書（別記様式6-1、6-2、6-3） 上記様式のほか、具体的な積算内訳・根拠資料について、別紙で示してください。（任意様式）	代表団体	

⑪	申請団体の経営状況を証明する書類 ア 営利目的以外の団体の場合 ・令和7年度の収支予算書及び事業計画書 ・直前3年の各事業年度の収支決算書及び事業報告書 イ 営利を目的とする法人の場合 ・令和7年度の収支予算書及び事業計画書 ・直前3年の各事業年度の収支決算書及び事業報告書 ・法人等の納税を証する書類(税の滞納がない旨の証明で可) なお、これらの書類がなく、新たに作成することができない 特別の事業等がある場合は、団体の経営状況を説明する書類が ない旨及びその理由を記載した申立書を提出してください。	代表団体と構成団体	10部
---	---	-----------	-----

(3) 留意事項

- ①募集締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、町教育委員会が内容の訂正を求める場合は除きます。
- ②町教育委員会は、指定管理者選定委員会開催前において提出された書類を補足する他の書類等の提出を求める場合があります。
- ③申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ④申請書類は、理由の如何に関わらず返却しません。
- ⑤申請に関して必要となる費用は、団体の負担とします。

(4) 募集に関する質問

募集要項の内容等に対する質問がある場合は、質問票（別記様式8）を、持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかにより、令和8年8月28日（金）までに毛呂山町教育委員会生涯学習課あてに提出してください。

4 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、プロポーザル方式により行い、提出された申請書類に基づき、プレゼンテーションを実施していただきます。それらの内容を町が設置する指定管理者選定委員会において審査し、最も得点の高い申請者を指定管理者候補者として選定します。

(2) 評価基準

選定にあたっては、別途、評価基準を設け実施します。

(3) 選定結果

申請があった団体（代表者）に対し、評価内容などの選定結果を通知します。

(4) 協議・仮協定の締結

町教育委員会と指定管理者候補者は、指定管理業務の細目事項について協議を行います。この場合において、町教育委員会は必要に応じ指定管理者候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を著しく損なわない範囲で修正を求めることができるものとします。協議の成立後、仮協定を締結します。

(5) 指定・本協定（基本協定）の締結

議会の議決後に指定管理者候補者を指定管理者に指定し、本協定（基本協定）を締結いたします。

5 管理に関する基準

(1) 開館等時間

施 設 名	利用時間
総合公園体育館	午前9時から午後9時まで
総合公園グラウンド	
大類グラウンド	
総合公園テニスコート	午前9時から午後6時まで
大類グラウンド（ペタンクコート）	
川角公園	
大類ソフトボールパーク	
西戸グラウンド	午前6時から午後6時まで
川角グラウンド	
目白台グラウンド	
弓道場	午前6時から午後9時まで

※ ただし、指定管理者は特に必要があると認めたときは、利用時間を変更することができます。

(2) 休館日及び休場日

ア 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に該当する場合は除く。

イ 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

ただし、指定管理者は特に必要があると認めたときは、臨時に休館又は休場し、若しくは臨時に開場することができます。

(3) 利用料金

施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。指定管理者は、条例で定める利用料金の上限額を超えない範囲であらかじめ町長の承認を受けるものとします。

なお、当該施設の見込み使用料は下記のとおりです。

令和 9 年度	11,500,000円
令和10年度	11,500,000円
令和11年度	11,500,000円

(4) 施設の維持管理

施設敷地内の除草作業は、利用者の安全性や景観保持のため計画的に実施してください。また、施設や設備の不具合・破損を発見した場合は速やかに応急処置を講じ、町へ報告してください。なお、軽微な修繕は速やかに対応し、良好な状態を維持してください。

(5) 指定管理者制度導入に関する考え方

本施設では、多様化する住民・利用者のニーズを効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しつつ、利用者満足度の向上や利用促進、広報プロモーション活動による利用者の増加、スポーツ教室等の開催によるスポーツ振興の促進、賑わいの創出、管理経費の縮減による財政負担の軽減等の効果を期待します。

また、本施設の管理運営において町が設定する成果指標及び数値目標は以下のとおりです。

指標	現状値（令和7年度）	目標値（令和11年度）
スポーツ施設利用者数	95,889人／年	140,000人／年

6 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

(1) 指定管理者のモニタリングの実施

「毛呂山町指定管理者モニタリング実施要領」の規定に基づき、公の施設の指定管理業務に関して、実施状況を確認し問題点の改善を目指すためのモニタリングを実施します。

7 業務の範囲及び具体的内容

指定管理者が行う主な業務の範囲は、次のとおりです。

(1) 維持管理に関すること

館内及び敷地内の清掃、警備、各種設備の保守点検業務等

詳細については別添「毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設管理業務処理要領」で定めます。

(2) 利用者に関すること

窓口業務、利用者への施設等の案内・説明に関する業務、施設使用に当たっての補助、利用者へのサービス提供に関する業務、施設の使用許可及び取り消し、利用料金の徴収等

(3) スポーツ・レクリエーションを振興する事業の実施に関すること

各種スポーツ教室・大会、イベント等スポーツ・レクリエーションの普及・激励を行うための事業、町のスポーツ・レクリエーションの振興に資する事業等

また、町が主催及び後援等で実施する催事、催物等に協力をしてください。

(4) 毛呂山町の特性を生かした事業の実施に関すること

利用者や住民に向けて、地域資源や地域特性を活用した地域・経済の活性化につながる事業

町の重要課題に対応し、課題解決につながる事業

総合公園については賑わいを創る交流拠点につながる事業等

(5) その他町教育委員会が定める業務

町教育委員会に提出する書類の作成、町教育委員会との連絡調整等庶務、利用者及び住民からの意見、要望等への対応、事故防止、災害並びに事故発生時の緊急時の対応、利用促進に関する業務、その他施設の管理運営に必要な業務等

8 指定管理料等

(1) 指定管理料

総合公園及び町体育施設を管理するために町が設定している指定管理料の限度額は、令和9年度から令和11年度までの3年間で、161,824千円（税込）です。

（経費内訳：3か年総額）

区分		金額	備考
支出	人件費	84,807	
	維持管理費		
	光熱水費	53,830	電気料、上下水道使用料、ガス使用料(アリーナ空調)
	委託費	60,250	別添「毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設管理業務仕様書」を参照
	施設修繕費	9,000	
	その他	14,931	消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費(通信運搬費・手数料)、使用料等
管理経費等		4,139	

	小計(A)	2 2 6, 9 5 7	
収 入	利用料金(B)	6 5, 1 3 3	
	支出(A)－収入(B)	1 6 1, 8 2 4	

(注1)支出金額は、全施設の維持管理のための経費が含まれております。

(2) 指定管理料の支払い

指定期間内の会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。なお、支払時期や支払方法は協定で定めます。

(3) 会計処理

総合公園及び町体育施設の管理に関する収入及び支出は、独立の会計を設け、団体の他の会計と区別して経理（専用口座で管理）してください。

(4) 指定管理料の精算

指定管理業務を実施することで、利用料金収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、精算による返還を求めません。また、指定管理業務の実施において利用料金収入等が収支計画の収入見込額を下回る場合（自然災害など特別な場合は除く。）には、町は補填を行いません。

9 自主事業

指定管理者は管理業務以外に総合公園及び町体育施設の用途又は目的を阻害せず、かつ管理業務並びに利用者の妨げにならない範囲において、下記の自主事業について提案してください。

(1) 趣旨

総合公園及び町体育施設において、地域資源を活用した催物等を地域団体等とも連携し実施することで、町民の健康増進や賑わいの創出、地域コミュニティの形成を図り、施設の利用促進又は利用者のサービス向上を目的としています。

(2) 提案内容

①スポーツ及びレクリエーションの振興事業

スポーツ及びレクリエーションの振興並びに町民のニーズを把握し、幅広い年齢層を対象とした事業を提案してください。

●想定事業例

- ・各種スポーツ教室・大会及びイベントの開催
- ・地域のスポーツ・レクリエーションの推進・育成に寄与する事業
- ・町民の運動習慣定着や体力維持につながる健康づくりに寄与する事業 等

②賑わい創出のための飲食提供事業

施設利用者の利便性向上や滞在時間の延長を図り、地域コミュニティの形成や総合公園の一層の魅力、賑わい創出を目的とした、地域・経済の活性化につながる事業を提案してください。

なおイベント等を開催する場合は、総合公園及び町体育施設で開催する各種スポーツ大会等及び一般利用者の利用を妨げることがないように実施してください。

●想定事業例

- ・キッチンカーの誘致による軽食・飲食の提供
- ・地元事業者との連携によるマルシェの開催
- ・空きスペースを活用したカフェ機能の設置 等

●留意事項

ア 飲食事業の実施に当たっては、食品衛生法等の関係法令を遵守し、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、利用者に安全な飲食物を提供してください。

イ 販売する飲食等の内容、方法及び料金等の設定は、指定管理者が行い、事業に要する経費は、指定管理者の負担となります。

ウ 総合公園体育館内で飲食等を販売する売店の面積は、概ね 3 m²～4 m²と想定しています。

エ 飲食等事業において、原則、アルコール類、タバコ、青少年の健全な育成に障害を及ぼすものの販売はできません。

オ 飲食事業等を行う場合は、町の許可等を受ける必要があります。

カ 飲食事業等に伴い改修工事を行う場合は、町教育委員会と事前協議を行ってください。工事を行った場合は、指定管理期間終了時に、原状に復することとなります。ただし、町教育委員会が承認した場合は、この限りではありません。

③子育て世代向けの魅力ある遊び場創出事業

町の重要課題でもある少子化に対応し、子育て世代の利用促進や未来を担う子どもの健やかな育ちを支える良質な遊び場創出を目的とした事業を提案してください

●想定事業例

- ・夏季の施設利用促進と熱中症対策としての水遊び場事業
- ・親子で参加できる体験イベントの実施等

※提案に当たっては、自主事業の実施に係る経費、自主事業による収入（参加費、事業補助金等、協賛金等）の他、指定管理料で対応してください。

※提案された自主事業は、町教育委員会等の承認が必要となります。自主事業の提案は、事業計画書（別記様式 5－2）にその内容を記載するとともに、自主事業に係る収支計画書（別記様式 6－2）及び自主事業（飲食提供、イベント等）（別記様式 6－3）を提出してください。

10 特記事項

（１）管理上発生する責任分担

管理業務に関するリスク分担は、別表のとおりです。

申請者は、指定管理者が分担することとなるリスクについて適切に考慮したうえで、事業計画の立案や指定管理料の積算を行う必要があるので留意願います。

（２）損害賠償責任

指定管理者は、故意又は過失により、町又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、町が損害を賠償したときは、町は、指定管理者に対して求償権を有します。

（３）保険の加入に関する事項

原則として、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えるため、指定管理者において、損害賠償責任保険に加入していただきます。ただし、町では施設での事故等に備え火災保険に加入しており、指定管理者が当該保険の補償内容で十分と判断した場合においては加入の必要はありません。

※指定管理者の賠償すべき額が該当保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となります。また、支払限度額の範囲内であっても事案により指定管理者に自己負担が生じる場合があります。

(4) 事前準備に関する事項

指定管理者は、指定管理者の負担により、業務を円滑に行えるよう指定期間の開始日前までに準備を行い、町教育委員会又は前指定管理者から必要な引き継ぎを受けるものとします。

(5) 原状回復及び事務引き継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定される場合は除く。）、又は指定を取り消しされたときは、速やかに原状回復し、町教育委員会に必要な資料等を引き継ぐとともに、町教育委員会又は新たな指定管理者と事務引き継ぎを行うこととします。

1 1 その他

(1) 行政財産の目的外使用許可

総合公園等では次のとおり行政財産の目的外使用を許可しています。

(総合公園)	飲料自動販売機	7 基	公衆電話	1 基
(大類グラウンド)	飲料自動販売機	2 基		
(川角公園)	飲料自動販売機	1 基		
(大類ソフトボールパーク)	飲料自動販売機	1 基		

(2) 避難所等の指定

総合公園及び町体育施設は、毛呂山町地域防災計画により避難所等に指定されています。避難所等として開設されたときは、指定管理者はこれに協力することとなります。

1 2 問い合わせ先

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地
毛呂山町教育委員会生涯学習課
電話：049-295-2112 F A X：049-295-3939
E-mail：gakusyu@town.moroyama.lg.jp

別表 リスク分担表

項 目		内 容	負担者		
			町	指定管理者	
書類関連 リスク	作成書類の誤り	要項等町が作成した書類に関するもの	○		
		法令の変更		○	
制度関連 リスク	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の制定、改正等によるもの	○		
		上記以外の一般的な法令の制定、改正等によるもの		○	
	税制の変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設、税制改正等によるもの	○		
		上記以外の一般的な新税の創設、税制改正等によるもの		○	
維持管理 リスク	金利の変動	金利の変動によるもの		○	
	物価の変動	物価の変動によるもの	協 議		
	施設競合・需要変動	施設競合により利用者又は収入が減少したことによるもの 当初の需要見込みと実際の需要に差異が生じたことによるもの		○	
	備品の損傷	経年劣化によるもの	購入	○	
			1件当たり30万円（税込）未満の修繕		○
			1件当たり30万円（税込）以上の修繕	○	
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	購入	○	
			1件当たり30万円（税込）未満の修繕		○
			1件当たり30万円（税込）以上の修繕	○	
	管理上の不備によるもの			○	
	施設・設備等の損傷	経年劣化によるもの	1件当たり30万円（税込）未満の修繕又は購入等		○
			1件当たり30万円（税込）以上の修繕又は購入等	○	
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり30万円（税込）未満の修繕又は購入等		○
			1件当たり30万円（税込）以上の修繕又は購入等	○	
		管理上の不備によるもの			○
		施設の構造上の欠陥によるもの		○	
	備品の購入	新規備品の購入	1件当たり30万円未満の備品		○
			1件当たり30万円以上の備品	○	
	政治的・行政的理由による事業の変更	政治的・行政的理由から業務の全部若しくは一部を中止し、又は業務内容を変更したことによるもの		○	
	業務不履行	指定管理者による管理業務及び協定内容の不履行			○
	運営リスク	管理上の不備での臨時休館等によるもの			○
		施設若しくは機器の不備又は施設改修による臨時休館等によるもの		○	
		指定管理者の提案による自主事業運営によるもの			○
	セキュリティ	指定管理者の警備不備によるもの			○
		上記以外のもの		○	
	社会 リスク	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		○
上記以外のもの				○	
周辺地域及び施設利用者への対応		地域との協調に関するもの			○
		施設設置、管理業務内容等に対する施設利用者等からの反対、訴訟、要望等に関するもの		○	
		管理業務に関する施設利用者への対応に関するもの			○
不可抗力	天災、暴動等不可抗力によるもの		○		
	新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等による管理運営の中断（休館等）による収入減や対策等に要する経費	協 議			
指定の終了等	指定管理者の指定期間が終了した場合又は指定を取り消した場合の撤収に関するもの			○	

(別記様式1)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

毛呂山町教委育委員会 あて

所 在 地
申請者 名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設の指定管理者の指定を受けたいので、毛呂山総合公園の管理に関する条例第16条第1項及び毛呂山町体育施設に関する条例第15条第1項の規定により、申請します。

(別記様式2)

誓 約 書

毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設に係る指定管理者指定申請を行うにあたり、下記に掲載した事項は真実に相違ないことを誓約します。

年 月 日

	所在地又は代表者の住所	
申請者	名称	
	代表者の氏名	印
	電話番号	

記

毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設指定管理者募集要項「申請資格」に関し、申請資格に該当する内容を有し、また、申請者の制限に係る項目に該当はありません。

(別記様式3)

団 体 概 要 書

項 目 内 容			
団 体 の 名 称			
代表者の職・氏名			
所 在 地			
設 立 年 月 日			
資 本 金	年 月 日現在	千円	
従 業 者 数	年 月 日現在	正社員	人
	年 月 日現在	非正社員	人
主たる業務内容			
類似施設の管理 に関する過去の 業務実績			
連 絡 先	連絡責任者の職・氏名：		
	電話番号：	F A X 番号：	
	E-mail：		

※記入欄が足りない場合は、様式に準じて追加してください。

(別記様式 4)

グループ申請に係る構成団体の委任状

年 月 日

毛呂山町教育委員会 あて

構成団体	所在地又は代表者の住所	
	名称	
	代表者の氏名	印
	電話番号	
構成団体	所在地又は代表者の住所	
	名称	
	代表者の氏名	印
	電話番号	

私達は、下記の団体をグループの代表団体として、毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設に係る指定管理者の指定の申請に関する一切の権限を委任します。

代表団体	所在地又は代表者の住所	
	名称	
	代表者の氏名	印
	電話番号	

※構成団体の記載欄が足りない場合は、適宜追加してください。

(別記様式 5 - 1)

事業計画書

団体の名称

【指定管理期間（3 年間）における概念】

I 施設の管理に係る基本方針

1 施設設置の目的が達成できるか
2 町民の平等利用が確保され、町民サービスの向上が図られるか
3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか

5 緊急時対応などの体制が確立されているか
6 個人情報保護の適正な管理が図られるか
7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか
8 自主事業

※評価の基準となるため、具体的な考え方や取り組み方針を、詳細に記載してください。

事業計画書

団体の名称

II 指定期間内の年度ごとの業務計画 (年度分) ※事業年度ごとに作成してください。

1 業務の実施計画

※毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設管理業務処理要領に記載する内容以上の業務を実施する場合は、具体的に明示してください。

(例)

- ・年間スケジュール
- ・施設の維持管理に関する業務
- ・施設の使用許可等に関する業務
- ・施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・その他、町教育委員会又は指定管理者が必要と認める業務
- ・指定管理者から第三者への委託に関する業務
- ・個人情報の保護について

2 人員体制図

(例)

- ・組織体系図
- ・人員配置数、職制、職種、業務分担
- ・勤務ローテーション
- ・従業員の労働条件、就業規則、従業員への教育・接遇
- ・グループ申請の場合、構成団体の役割分担
- ・その他

3 苦情処理、緊急時等の対応体制図

4 自主事業の提案・実施計画

- ・事業名・実施日・内容等

5 その他 (必要に応じて項目を設け記載ください。)

(別記様式 6 - 1)

施設の管理に係る収支計画書 (年度分)

団体の名称 _____

1 収 入

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
指定管理料 利用料金 自主事業 その他			
合 計 (A)			

2 支 出

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例) 人件費 (常勤) (他) 維持管理費 ・ 燃料費 ・ 電気、上下水道 料 ・ 清掃、警備料等 ・ 維持補修費 ・ その他 事務費 ・ 消耗品費 ・ 備品購入費 ・ 通信運搬費 ・ その他 事業費 租税公課 ・ 消費税 その他			
合 計 (B)			

差 (A-B)			
---------	--	--	--

備考

- 1 指定管理に係る経費を作成してください。
- 2 指定管理期間内の年度ごと及び合計の収支計画書を提出してください。
- 3 収支は税込みで記入し、具体的な積算の内訳・根拠を別紙 (様式任意) で示してください。
- 4 利用料金の内訳については、施設ごとの単価を示してください。
- 5 人件費など不課税支出に対する消費税相当額 (申告納税相当額) については、租税公課に「消費税」として計上してください。
- 6 消費税の免税及び簡易課税の対象事業者は、その旨を備考欄に記入してください。
- 7 消費税は 10 % で計算してください。

(別記様式 6 - 2)

自主事業に係る収支計画書 (年度分)

団体の名称 _____

1 事業名

2 事業内容

3 収支計画

(1) 収 入

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例) 参加費 その他			
合 計 (A)			

(2) 支 出

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例) 仕入等			
合 計 (B)			

差 (A - B)			
-----------	--	--	--

4 特記事項

備考

- 1 指定管理期間内の年度ごと及び合計の収支計画書を提出してください。
- 2 収支は税込みで記入し、具体的な積算の内訳・根拠を別紙（様式任意）で示してください。

(別記様式 6 - 3)

自主事業（飲食提供、イベント等）

団体の名称

◎飲食提供等

■飲食提供等の運営の考え方

■営業日、営業時間

■レイアウト

■提供商品及び価格

■人員配置

■衛生管理体制

■収支計画

■その他

◎イベント等

■イベント等の運営の考え方

■イベント等の内容

■レイアウト

■人員配置

■安全管理体制

■収支計画

■その他

(別記様式 7)

説明会参加申込書

年 月 日

毛呂山町教育委員会 あて

毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設指定管理者に関する説明会への参加を申し込みます。

申込者

団 体 名	
所 在 地	
代 表 者	
担 当 者	氏名 部署・役職 電話番号 メールアドレス

当日の参加者氏名	
当日の参加者氏名	
当日の参加者氏名	

(別記様式 8)

質 問 票

公の施設の名称 毛呂山総合公園及び毛呂山町体育施設
団体の名称

提出年月日 年 月 日

連絡責任者の職・氏名	
電話番号：	
E-mail：	

質問事項	
------	--

評価基準

評 価 項 目	配 点
1 施設設置の目的が達成できるか	4 0
・施設の運営理念と設置目的に合致しているか ・施設の管理業務(保全・保守)について十分理解し、かつ適切に業務計画や業務管理方策がされているか ・施設の保守管理、衛生管理は適正に行われるか ・管理業務に関連する法令等について理解し、遵守が見込まれるか ・経理処理は適正になされるか ・効果的な内容で提案しているか ・施設管理に必要な人員を確保しているか(資格者を含む) ・管理責任者及び管理・監督体制は明確になっているか	
2 町民の平等利用が確保され、町民サービスの向上が図られるか	4 0
・町民の平等利用についてどのような考え方があるか ・障害者等への対応は十分に図られるか ・利用者に向けた新たなサービスの提供が図られるか ・具体性をもった利用促進策を考えているか ・積極的な情報発信などサービス向上の独自の取り組みはあるか ・利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされるか ・苦情処理の体制は明確になっているか ・定期的な自己評価を行い、管理運営への活用が期待できるか ・職員の育成・資質向上について、どのような考え方があるか ・スポーツ関係団体との連携について、どのような考え方があるか	
3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか	4 0
・管理経費削減のための工夫を行っているか ・妥当な根拠に基づいて積算しているか ・過度・過小な積算をしていないか ・必要な経費は全て計上されているか ・管理業務に対する経営努力があるか	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	4 0
・指定管理者としての意欲・熱意が感じられるか ・安定した管理体制を提供できる財産基盤はあるか ・類似した施設管理の運営実績はあるか ・公の施設であることを十分に認識し、法令等を遵守しているか ・環境負荷軽減への配慮について、どのような考え方があるか	
5 緊急時対応などの体制が確立されているか	4 0
・災害等緊急時に対する方針、体制が確立されているか ・避難所として開設された場合の対応についての考え方があるか ・管理運営上発生する損害等のリスクに対し備えは十分か ・災害等緊急時のマニュアルは作成しているか ・利用者の安全管理体制は十分か	
6 個人情報の適正な管理が図られるか	2 0
・個人情報保護に関して十分な体制、方策が具体的に示されているか ・個人情報の保護について十分に理解しているか	

7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	30
・従業員（職員）の社会保険の加入等は適当か ・労働契約の締結や労働条件の明示などは、適正に行われるか ・労働条件（労働時間、休憩、休暇、健康管理など）は適切か ・指定期間満了後における従業員の雇用について、どのような考え方か ・（団体において）就業規則などは整備されているか	
8 自主事業	50
・自主事業の企画がなされているか ・事業内容が施設の設置目的に沿ったものになっているか ・事業目的に沿い、効果的に行われるものとなっているか ・事業内容が町民にとって、魅力的で優れたものとなっているか ・町民へのサービス向上が図られるか ・多くの町民が参加できる事業を企画しているか ・町民ニーズを的確に把握し、施設の利用促進や効果的な活用が図られる事業内容となっているか ・幼児や児童、生徒及び保護者への配慮やサービスは十分か ・独自のノウハウを発揮できるものはあるか ・スポーツ関係団体と協働で取り組む事業の提案はあるか ・自主事業が実施できるかの具体的な計画や根拠はあるか	
9 提案金額の比較について	200
・最低提案金額／提案金額×200点	
合 計	500